

令和4年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

本市では、平成29年度から最低制限価格制度について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連モデル）等に準拠した算定方法を実施しており、また、低入札価格調査制度については平成31年4月1日から適用を開始しておりますが、今般、国等においてダンピング対策の更なる徹底に向けた見直しが行われたことを踏まえ、本市においても改正を行います。

1. 低入札価格調査基準価格の算定及び失格基準の算定の見直しについて

(1) 調査基準価格の算定について

	経費	現行	改正後
設計金額に乗じる率	直接工事費	97%	変更なし
	共通仮設費	90%	
	現場管理費	90%	
	一般管理費等	55%	68%

(2) 失格基準の算定について

	経費	現行	改正後
設計金額に乗じる率	直接工事費	87%	変更なし
	その他経費	70%	74%

◆ 令和4年5月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

2. 最低制限価格制度の算定の見直しについて

○最低制限価格の算定について

	経費	現行	改正後
設計金額に乗じる率	直接工事費	97%	変更なし
	共通仮設費	90%	
	現場管理費	90%	
	一般管理費等	55%	68%

◆ 令和4年5月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。